

浜田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 18 号

浜田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市火災予防条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規則は、」の次に「消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び」を加える。

第 3 条の 3 を第 3 条の 4 とし、第 3 条の 2 を第 3 条の 3 とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（火災に関する警報等の発令）

第 3 条の 2 法第 22 条第 3 項の規定による火災に関する警報及び条例第 29 条の 8 第 1 項の規定による林野火災に関する注意報は、消防長が発令し、及び解除する。

第 5 条第 1 号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備、一般サウナ設備」に改め、同条第 2 号中「変電設備、発電設備」を「発電設備、変電設備」に改める。

様式第 1 号の 2 中「第 3 条の 2」を「第 3 条の 3」に改める。

様式第 1 号の 3 中「第 3 条の 3」を「第 3 条の 4」に改める。

様式第 3 号中

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

を

」

「

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
火花を生ずる設備・放電加工機

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。